

# 告示

## 埼玉県告示第八百十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に変更があつた旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年七月十日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	変更事項	変更内容
埼玉県第 六八二号	副産石灰肥料	キューピータ マゴ株式会社 生産保管場所 の増設	変更前 三芳工場 埼玉県入間郡三芳町大字永井字 坂下五十一の一
埼玉県第 四七五号	生石灰	菱光石灰工業 株式会社 代表者の変更	変更後 三芳工場 埼玉県入間郡三芳町大字永井字 坂下五十一の一 東京工場 埼玉県飯能市茜台三の四
埼玉県第 四七六号	消石灰	代表者の変更	変更前 代表取締役 中原 宏
埼玉県第 四七七号	消石灰		代表取締役 崎山 善平
埼玉県第 四七八号	炭酸カルシ ウム肥料		変更後
埼玉県第 四七九号	炭酸カルシ ウム肥料		変更後

六七〇号	埼玉県第 消石灰	六六九号	埼玉県第 消石灰	六四九号	埼玉県第 生石灰	五九一号	埼玉県第 消石灰	五二三号	埼玉県第 消石灰	五〇〇号	埼玉県第 生石灰	四八九号	埼玉県第 消石灰